

道の駅やちよ施設維持管理点検業務基準

1 建築基準法第 12 条第 2 項の規定による特定建築物点検

下記の年度に各施設において点検を行うこと。

(1) 八千代ふるさとステーション

令和 7 年度，令和 10 年度

(2) やちよ農業交流センター

令和 9 年度

2 消防法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定による防火対象物点検

やちよ農業交流センターで上記の点検を行い，その結果を消防署長に報告すること。